

30. (Gno.80) 消費者契約法の比較法的研究

代表：宮下 修一

2017/02/15 (承認) 2017年度 (開始)

【研究の目的】

近時のグローバル化において、消費者取引はますます国境を越えてなされるようになり、同様に国際的な紛争も増加している。これに関連して、わが国の消費者契約法も、そのような傾向に対応して、規制枠組みの見直しについて継続して議論されているところである。そこで、本研究は、比較法的視点から多様な研究を行い、消費者契約法に関する基本的制度のあるべき姿を追求することを目的とする。

【研究活動及び成果】

総括

2020年度から2022年度にかけてコロナ禍の影響で事実上活動を停止せざるを得なかったが、2023年5月の新型コロナウイルス感染症の2類から5類への引下げを受けて、活動を再開することになった。

下記「口頭発表」欄に記載した2つの国際セミナーを2023年7月と2024年2月に開催するとともに、その成果をそれぞれ「学術雑誌」欄に記載した『比較法雑誌』に共同研究として寄稿する予定である。

このように、2023年度は、共同研究グループとして大きな成果を上げることができたと考えている。

学術雑誌

『比較法雑誌』58巻1号に、下記「口頭発表」欄に記載した2023年7月開催の国際セミナーの成果として、以下の各論稿を寄稿した。現在校正中で、6月末に刊行される予定である。

宮下 修一「国際セミナー「制限行為能力者の「支援」のあり方を考える」の開催にあたって」

尹 泰永「行為能力の制限から公序良俗違反へ—アンケートデータに基づいて」

朴 仁煥「韓国における後見代替手段として後見契約の活用可能性—意思決定支援の観点を踏まえて」

また、2024年2月開催の国際セミナーの成果については、『比較法雑誌』58巻3号に寄稿を予定している。

口頭発表

共同研究グループとして、科学研究費助成事業・基盤研究(C)「制限行為能力者等の『支援』のあり方に関する研究」プロジェクト（研究代表者：宮下 修一）との共催で、下記の2つの国際セミナーを開催した。

2023年7月29日（土） 国際セミナー「制限行為能力者の「支援」のあり方を考える」

[会場] 中央大学駿河台キャンパス1620会議室

[報告] 朴 仁煥（韓国 仁荷大学校法学専門大学院・教授）

尹 泰永（韓国 亜洲大学校法学専門大学院・教授）

[コメント] 熊谷 士郎（青山学院大学法学部・教授）

清水 恵介（日本大学法学部・教授）

日本比較法研究所 2023年度共同研究

2024年2月14日（水） 国際セミナー「制限行為能力者の「支援」のあり方を考える」Ⅱ

[会場] 中央大学駿河台キャンパス1620会議室

[報告] 陳 聰富（国立台湾大学法律学院・教授）

黄 詩淳（国立台湾大学法律学院・教授）

尹 泰永（韓国 亜洲大学校法学専門大学院・教授）

[コメント] 田中 和明（公益財団法人トラスト未来フォーラム・研究主幹）